

町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成28年(2016年)12月12日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

町田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和33年2月町田市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「および勤勉手当、通勤手当」を「、勤勉手当、通勤手当及び管理職特別勤務手当」に改める。

第5条第1項中「給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は」を「給料は、」に、「とし当月分を」を「の期間につき、その月の」に改め、同項ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、繰り上げて支給する。

第5条第2項中「支給日」を「規定」に、「市長」を「、市長」に、「その」を「給料の」に、「または」を「又は」に改める。

第7条第1項中「すべての」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「途」を「みち」に、「受けている者」を「受けているもの」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第7条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に定める額を合計して得た額とする。

(1) 扶養親族たる配偶者、父母等（前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる者をいう。以下この号及び次条において同じ。） 6,000円（行政職給料表（1）、医療職給料表（2）及び医療職給料表（3）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級であるもの並びに医療職給料表（1）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が2級であるもの（以下「行（1）4級相当職員」という。）の扶養親族たる配偶者、父母等にあつては、3,000円）

(2) 扶養親族たる子（前項第2号に掲げる者をいう。次項及び次条において同じ。）
9,000円

第7条第4項中「(扶養親族たる子のうちに前項ただし書に該当する子がいる場合は、当該特定期間にある子の数から1を減じた数)」を削る。

第8条第1項各号列記以外の部分中「または、」を「又は」に、「一に」を「いずれかに」に、「届出なければ」を「届け出なければ」に改め、同項第3号及び第4号を削り、同条第2項中「または」を「又は」に、「届け出」を「届出」に、「すべて」を「全て」に、「終る」を「終わる」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部について同項第2号に掲げる事実が生じた場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(1) 4級相当職員が行(1) 4級相当職員以外のものとなった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(1) 4級相当職員以外のものが行(1) 4級相当職員となった場合

(5) 扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合

第8条に次の1項を加える。

4 第2項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

第11条第2項中「同条例第2条第4項」を「勤務時間条例第2条第5項」に改め、同条第4項中「給与期間」を「1月」に改める。

第12条第3項を削る。

第13条中「第14条」を「次条」に、「当り」を「当たり」に改める。

第14条の見出し中「当り」を「当たり」に改め、同条中「前4条」を「第10条から前条まで」に、「当り」を「当たり」に改め、「住居手当の月額」を削る。

第16条第2項を削り、同条第3項中「地方公務員法」を「職員が地方公務員法」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「職員が、」を「職員が」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「職員が、」を「職員が」に、「一に」を「いずれかに」に、「および」を「及び」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第18条の4の次に次の1条を加える。

(管理職特別勤務手当)

第18条の5 第8条の2第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、当該勤務1回につき6,000円を超えない範囲内において、管理職特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定するもののほか、管理職特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。

別表第1中

「

150	324,600				
151	324,900				
152	325,200				
153	325,500				

」

を削り、同表備考3中「181, 200円」を「182, 700円」に改める。

別表第1の2中

「

262	323,500		
263	323,800		
264	324,100		
265	324,400		
266	324,700		
267	325,000		
268	325,300		
269	325,600		
270	325,900		
271	326,200		
272	326,500		
273	326,800		

」

を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 平成29年4月1日(以下この項及び次項において「切替日」という。)の前日において、改正前の別表第1行政職給料表(1)の1級又は別表第1の2行政職給料

表（２）の１級の適用を受けていた職員のうち同日においてその者が受けていた号給が附則別表旧号給欄に掲げる号給であるもの（次項において「特定職員」という。）の切替日における号給は、同表新号給欄に定める号給とする。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員のうち、切替日以降にその者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（市長の定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

（平成３０年３月３１日までの間における扶養手当に関する特例措置）

- 4 平成３０年３月３１日までの間における改正後の第７条第３項の規定の適用については、同項第１号中「配偶者、父母等（前項第１号及び第３号から第６号までに掲げる者をいう。以下この号及び次条において同じ。） ６，０００円」とあるのは「配偶者 １万円」と、「３，０００円」とあるのは「８，０００円」と、同項中「（２）扶養親族たる子（前項第２号に掲げる者をいう。次項及び次条において同じ。） ９，０００円」とあるのは

「（２）扶養親族たる子（前項第２号に掲げる者をいう。以下この条及び次条において同じ。）で満１５歳に達する日以後の最初の３月３１日までにあるもののうち１人（職員に配偶者のない場合に限る。） １万円

（３）扶養親族たる子のうち前号に該当するもの以外のもの ７，５００円

（４）前項第３号から第６号までに掲げる者 ６，０００円 」

とし、改正後の第８条第１項の規定は適用せず、改正前の第８条第１項の規定はなお効力を有し、改正後の第８条第３項の規定の適用については、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第１項第３号若しくは第４号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「配偶者、父母等」とあるのは「配偶者」とし、同条第４項の規定の適用については、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第

1 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。) 及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがあるものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(町田市職員退職手当支給条例の一部改正)

- 5 町田市職員退職手当支給条例(昭和 33 年 2 月町田市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 8 町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成 28 年 1 月 2 日町田市条例第 号)附則第 3 項の規定による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額、給料月額と同項の規定による差額に相当する額等との合計額とする。

(町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 6 町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成 20 年 10 月町田市条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「通勤手当」の次に「、管理職特別勤務手当」を加える。

第 6 条第 2 項第 1 号中「含む」の次に「。第 20 条第 2 項において同じ」を加え、同項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

第 17 条の次に次の 1 条を加える。

(管理職特別勤務手当)

第 17 条の 2 管理職特別勤務手当は、第 7 条第 1 項に規定する管理職手当の支給を受ける企業職員に対し、当該企業職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって

正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給する。

附則別表（附則第 2 項関係）

職員の号給の切替表

1 行政職給料表（1）

旧号給	新号給
1 5 0	1 4 9
1 5 1	
1 5 2	
1 5 3	

2 行政職給料表（2）

旧号給	新号給
2 6 2	2 6 1
2 6 3	
2 6 4	
2 6 5	
2 6 6	
2 6 7	
2 6 8	
2 6 9	
2 7 0	
2 7 1	
2 7 2	
2 7 3	

町田市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、<u>勤勉手当、通勤手当及び管理職特別勤務手当</u>を除いたものとする。</p> <p>(給料の支給)</p> <p>第5条 <u>給料は、月の1日から末日までの期間につき、その月の21日に支給する。この場合において、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、繰り上げて支給する。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>市長が必要と認めるときは、給料の全部若しくは一部を繰り上げ、又は繰り下げて支給することができる。</u></p> <p>(扶養手当)</p> <p>第7条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して、給料の支給方法に準じて支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の<u>みちが</u>なく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</p> <p><u>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>3 <u>扶養手当の月額</u>は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、<u>扶養親族1人につき当該各号に定める額を合計して得た額とする。</u></p>	<p>(給料)</p> <p>第2条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当<u>および勤勉手当、通勤手当</u>を除いたものとする。</p> <p>(給料の支給)</p> <p>第5条 <u>給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は月の1日から末日までとし当月分を21日に支給する。ただし、支給期日が休日に当たるときは繰上げ支給する。</u></p> <p>2 前項の<u>支給日</u>にかかわらず市長が必要と認めるときは、<u>その全部若しくは一部を繰り上げ、または繰り下げて支給することができる。</u></p> <p>(扶養手当)</p> <p>第7条 扶養手当は、扶養親族のある<u>すべての</u>職員に対して、給料の支給方法に準じて支給する。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の<u>途が</u>なく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子<u>及び孫</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>3 <u>扶養手当の月額</u>は、前項第1号に掲げる扶養親族については1万3,500円とし、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族については1人につき6,000円とする。た</p>

町田市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(1) <u>扶養親族たる配偶者、父母等（前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる者をいう。以下この号及び次条において同じ。）</u> 6,000円（行政職給料表（1）、医療職給料表（2）及び医療職給料表（3）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級であるもの並びに医療職給料表（1）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が2級であるもの（以下「行（1）4級相当職員」という。）の扶養親族たる配偶者、父母等にあつては、3,000円）</p> <p>(2) <u>扶養親族たる子（前項第2号に掲げる者をいう。次項及び次条において同じ。）</u> <u>9,000円</u></p> <p>4 扶養親族たる子で満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの（以下「特定期間にある子」という。）がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、4,000円に当該特定期間にある子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>第8条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の<u>いずれかに</u>該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に<u>届け出なければならぬ</u>。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p><u>だし、職員に配偶者がいない場合にあつては、扶養親族たる子（同項第2号に掲げる子に限る。以下同じ。）のうち1人については1万3,500円とする。</u></p> <p>4 扶養親族たる子で満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの（以下「特定期間にある子」という。）がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、4,000円に当該特定期間にある子の数（<u>扶養親族たる子のうちに前項ただし書に該当する子がいる場合は、当該特定期間にある子の数から1を減じた数</u>）を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>第8条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合または、職員に次の各号の<u>一に</u>該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に<u>届け出なければならぬ</u>。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）</u></p>

町田市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に、前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、<u>又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てについて同項第2号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。</u>ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による<u>届出</u>が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その<u>届出</u>を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から<u>行なうものとする。</u></p> <p>3 <u>扶養手当は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。</u></p>	<p><u>(4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）</u></p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、扶養親族がない職員に、前項第1号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、<u>または死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてについて同項第2号に掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終る。</u>ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による<u>届出</u>が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その<u>届出</u>を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から<u>行なうものとする。</u></p> <p>3 <u>扶養手当は、これを受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部について同項第2号に掲げる事実が生じた場合または扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。</u>前項ただし書の規定は、<u>扶養手当を受けている職員にさらに第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で同項の規定</u></p>

町田市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(1) <u>扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</u></p> <p>(2) <u>扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部について同項第2号に掲げる事実が生じた場合</u></p> <p>(3) <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(1)4級相当職員が行(1)4級相当職員以外のものとなった場合</u></p> <p>(4) <u>扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行(1)4級相当職員以外のものが行(1)4級相当職員となった場合</u></p> <p>(5) <u>扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかったものが特定期間にある子となった場合</u></p> <p>4 <u>第2項ただし書の規定は、前項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第14条の規定により、あらかじめ<u>勤務時間条例第2条第5項</u>の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）</p>	<p><u>による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）</u> および<u>扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p> <p>(時間外勤務手当)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第14条の規定により、あらかじめ<u>同条例第2条第4項</u>の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超</p>

町田市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（市規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。</p> <p>3 略</p> <p>4 次の各号に規定する時間の合計が<u>1月</u>について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、当該各号に規定する時間に応じ、当該各号に規定する割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>5・6 略 （休日勤務手当）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略 （夜間勤務手当）</p> <p>第13条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき<u>次条</u>に規定する勤務1時間<u>当たり</u>の給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。</p> <p>（勤務1時間<u>当たり</u>の給与額の算出）</p> <p>第14条 <u>第10条から前条までに</u>規定する勤務1時間<u>当たり</u>の給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び月額で定められている特殊勤務手当の額の合計額をその年の通常の勤務日を12で除した日数で除した</p>	<p>えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（市規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を支給する。</p> <p>3 略</p> <p>4 次の各号に規定する時間の合計が<u>給与期間</u>について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第14条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、当該各号に規定する時間に応じ、当該各号に規定する割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>5・6 略 （休日勤務手当）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 前2項の休日とは、勤務時間条例第6条に規定する日をいう。</u></p> <p>（夜間勤務手当）</p> <p>第13条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき<u>第14条</u>に規定する勤務1時間<u>当り</u>の給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。</p> <p>（勤務1時間<u>当り</u>の給与額の算出）</p> <p>第14条 <u>前4条に</u>規定する勤務1時間<u>当り</u>の給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額、<u>住居手当の月額</u>及び月額で定められている特殊勤務手当の額の合計額をその年の通常の勤務日を12で除した日数で除した</p>

町田市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>額（日額で定められている特殊勤務手当を受ける場合については、その額を加えた額）を1日平均所定勤務時間で除した額とする。</p> <p>（休職者の給与）</p> <p>第16条 略</p> <p><u>2 職員が</u>地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p> <p><u>3 職員が</u>地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの100分の60に相当する額以内の額を支給することができる。</p> <p><u>4 職員が</u>町田市職員の分限に関する条例（昭和33年10月町田市条例第44号）第2条各号の<u>いずれかに</u>該当して休職されたときは、その休職期間中これに給料、扶養手当、地域手当<u>及び</u>住居手当のそれぞれの100分の70に相当する額以内の額を支給することができる。</p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>（管理職特別勤務手当）</u></p> <p><u>第18条の5 第8条の2第1項の規定により管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に</u></p>	<p>額（日額で定められている特殊勤務手当を受ける場合については、その額を加えた額）を1日平均所定勤務時間で除した額とする。</p> <p>（休職者の給与）</p> <p>第16条 略</p> <p><u>2 職員が結核性疾患にかかり地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</u></p> <p><u>3 地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。</u></p> <p><u>4 職員が、</u>地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職されたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの100分の60に相当する額以内の額を支給することができる。</p> <p><u>5 職員が、</u>町田市職員の分限に関する条例（昭和33年10月町田市条例第44号）第2条各号の<u>一に</u>該当して休職されたときは、その休職期間中これに給料、扶養手当、地域手当<u>および</u>住居手当のそれぞれの100分の70に相当する額以内の額を支給することができる。</p> <p><u>6 略</u></p>

町田市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>勤務した場合は、当該職員には、当該勤務 1 回につき 6, 0 0 0 円を超えない範囲内において、管理職特別勤務手当を支給する。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、管理職特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、市規則で定める。</u></p>	

町田市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（改正後）

別表第1(第3条関係)

行政職給料表(1)						
職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1～149	略	略	略	略	略
再任用 職員	略	略	略	略	略	略

備考1・2 略

- 3 1 級 29 号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で市規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、182,700 円とする。

町田市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（改正前）

別表第1（第3条関係）

行政職給料表(1)						
職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1～149	略	略	略	略	略
	<u>150</u>	<u>324,600</u>				
	<u>151</u>	<u>324,900</u>				
	<u>152</u>	<u>325,200</u>				
	<u>153</u>	<u>325,500</u>				
再任用 職員	略	略	略	略	略	略

備考1・2 略

- 3 1 級 29 号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で市規則で定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、181,200 円とする。

町田市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（改正後）

別表第1の2(第3条関係)

行政職給料表(2)					
職員の 区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1～261	略	略	略	略
再任用 職員	略	略	略	略	略

備考 略

町田市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（改正前）

別表第1の2(第3条関係)

行政職給料表(2)					
職員の 区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額	4級 給料月額
再任用 職員以 外の職 員	1～261	略	略	略	略
	<u>262</u>	<u>323,500</u>			
	<u>263</u>	<u>323,800</u>			
	<u>264</u>	<u>324,100</u>			
	<u>265</u>	<u>324,400</u>			
	<u>266</u>	<u>324,700</u>			
	<u>267</u>	<u>325,000</u>			
	<u>268</u>	<u>325,300</u>			
	<u>269</u>	<u>325,600</u>			
	<u>270</u>	<u>325,900</u>			
	<u>271</u>	<u>326,200</u>			
	<u>272</u>	<u>326,500</u>			
	<u>273</u>	<u>326,800</u>			
再任用 職員	略	略	略	略	略

備考 略

町田市職員退職手当支給条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～7 略</p> <p>8 <u>町田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年12月町田市条例第 号）附則第3項の規定による給料を支給される職員の退職手当の計算の基礎となる給料月額は、給料月額と同項の規定による差額に相当する額等との合計額とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～7 略</p>

町田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、初任給調整手当、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、通勤手当、<u>管理職特別勤務手当</u>、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。<u>第20条第2項において同じ。</u>）</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p><u>(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p><u>(管理職特別勤務手当)</u></p> <p><u>第17条の2 管理職特別勤務手当は、第7条第1項に規定する管理職手当の支給を受ける企業職員に対し、当該企業職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日又は休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給する。</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、初任給調整手当、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、通勤手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが、事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</p> <p>(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫</p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p>